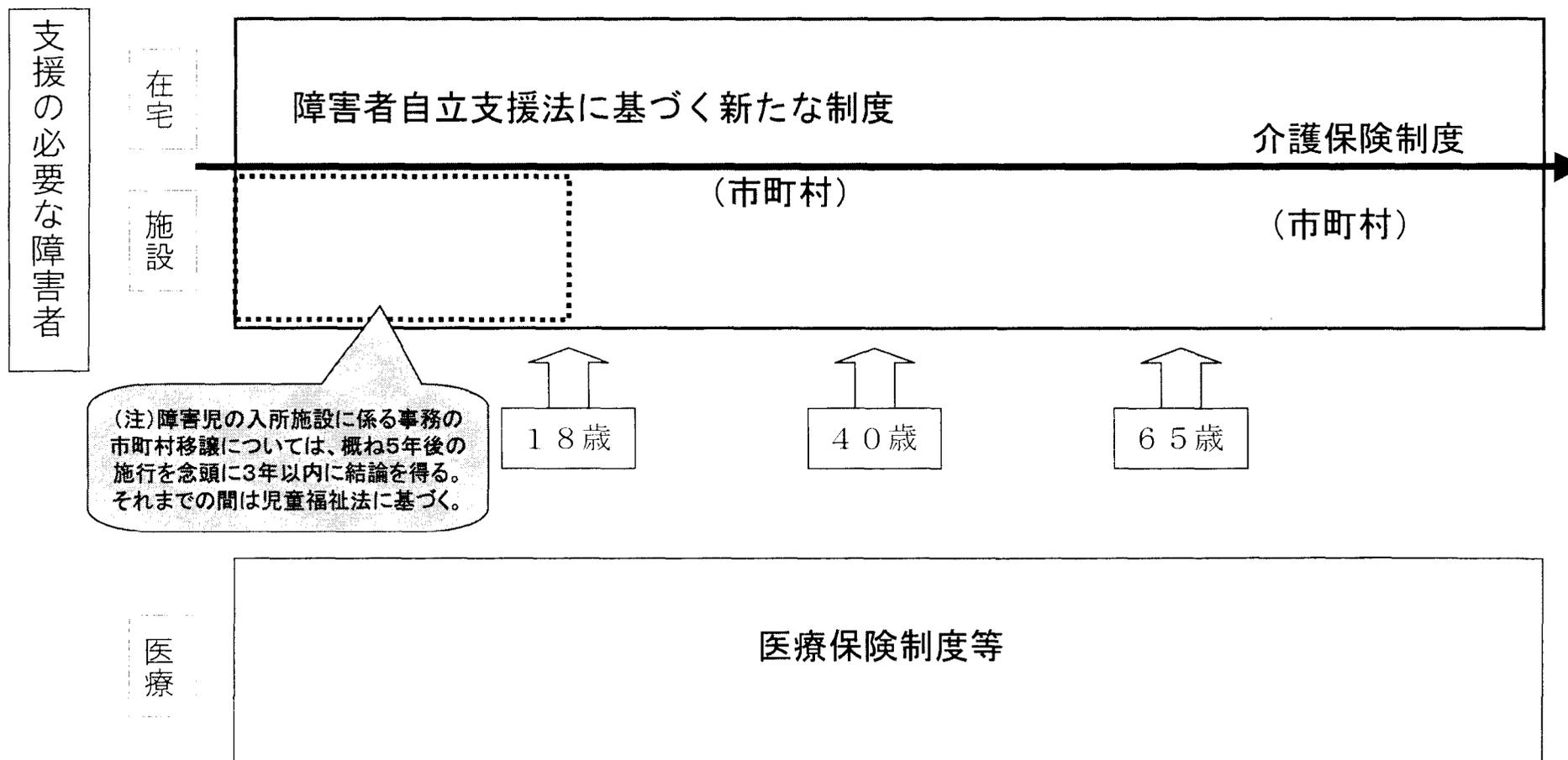


# 改革後の姿(障害福祉サービスの一元化)

○障害者に共通の自立支援のための各種福祉サービスについて一元的に規定する法案(障害者自立支援法案)を通常国会に提出

○サービス提供主体は市町村に一元化

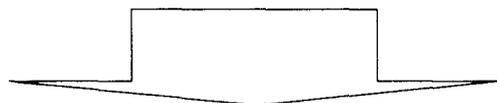


## 福祉と雇用の連携による就労支援の強化

- 養護学校の卒業者の半数以上(55%)が福祉施設へ
- 就職を理由に福祉施設を退所したのは年間1%



- 福祉施設から一般就労への移行を進めるための事業「就労移行支援事業」を創設
- 福祉と雇用がネットワークを構成して、障害者の適性に合った就職の斡旋等を行う。
- このほか、雇用施策においても、精神障害者への雇用率適用を含め、さらに障害者雇用を進める。

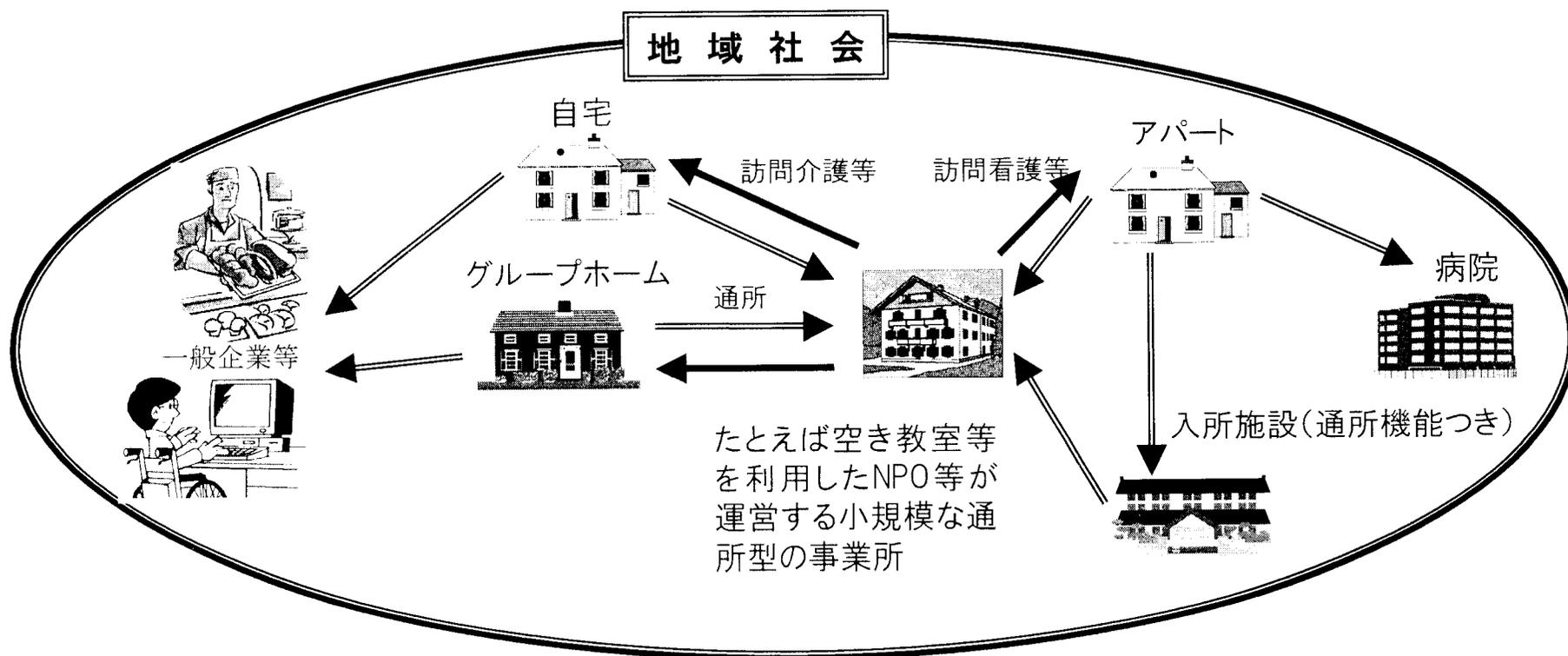


障害者がその適性に応じて、より力を発揮して働ける社会へ

# 障害のある人が普通に暮らせる地域づくり

(目指す方向)

- できるだけ身近なところにサービス拠点
- NPO、空き教室、小規模作業所、民間住宅など地域の社会資源を活かす
- 施設入所者も選べる日中活動
- 重度の障害者も地域で暮らせる基盤づくり



## 地域の限られた社会資源の活用

### (運営基準の緩和)

- 制度を抜本的に見直し、一つの施設で異なる障害を持つ人にサービス提供できるように規制緩和

### (施設基準の緩和)

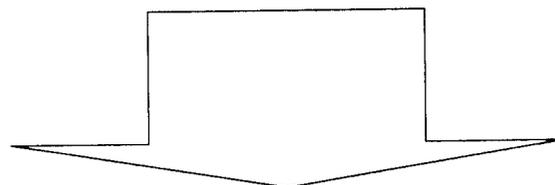
- 障害福祉サービスの拠点として、空き教室や空き店舗、民家の活用ができるよう施設基準を緩和

### (運営主体の緩和)

- 通所サービスについて、社会福祉法人のみならず NPO法人等も参入可能になるよう運営主体の規制を緩和

### (既存のサービスの活用)

- 施設、事業体系を再編し、現在、法定外の事業である 小規模作業所のうち、良質なサービスを提供するものについては、新たなサービス体系の下でサービス提供できるようにする。



小規模な市町村でも障害者福祉に取り組可能・地域活性化に貢献